

第7章 その他の事項

7.1 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

本事業においては、佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）に基づき計画段階環境配慮書（令和7年12月）を作成し、計画段階における環境への配慮について検討を行ってきた。配慮書においては、環境面の影響に差異が生じることが考えられる「建造物等の構造に係る煙突高さ」を対象とした複数案を設定し、大気質及び景観に対する影響の程度について比較・評価を行った。

当該配慮書における建造物等の構造（煙突高さ）に関する計画段階配慮事項（大気質・景観）の複数案間の評価結果は、表 7.1-1に示すとおりである。

計画段階配慮事項（大気質・景観）に係る影響の予測・評価の結果、大気質については、いずれの案も環境基準を満足し、相対的にも影響の大きな差異はないと考えられることから、いずれの案も影響の程度は同等と評価した。一方、景観については、いずれの案も影響は小さいと考えられるものの、A案（煙突高さ59m）はB案（煙突高さ80m）に比べて煙突部分の仰角が若干小さくなり、現況より視認性は小さくなることから、A案（煙突高さ59m）の方が相対的に優位と評価した。

以上の配慮書における大気質及び景観の評価結果並びに「5章 5.2 一般の意見及び事業者の見解」に示した一般の意見等も踏まえ、煙突高さは59mとすることに決定した。

表 7.1-1 複数案間の評価結果（建造物等の構造：煙突高さ）

項目	A 案（煙突高さ 59m）	B 案（煙突高さ 80m）	
大気質	<p>環境影響の程度について、年平均値については、A 案の方が寄与濃度は若干高くなる傾向が見られるものの、将来濃度は BG 濃度と概ね同様の値となり、B 案との差異は生じない。また、1 時間値については、A 案の方が若干高くなる又は概ね同等となり、大きな差異はないと考えられる。</p> <p>環境基準等との整合については、将来濃度は、年平均値・1 時間値ともに、全ての予測項目で基準値等を満足することから、影響は小さいと評価する。</p>	<p>環境影響の程度について、年平均値については、B 案の方が寄与濃度は若干低くなる傾向が見られるものの、将来濃度は BG 濃度と概ね同様の値となり、A 案との差異は生じない。また、1 時間値については、B 案の方が若干低くなる又は概ね同等となり、大きな差異はないと考えられる。</p> <p>環境基準等との整合については、将来濃度は、年平均値・1 時間値ともに、全ての予測項目で基準値等を満足することから、影響は小さいと評価する。</p>	○
景 観	<p>主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、A 案については、煙突頂部が若干視認される程度である。</p> <p>視認される煙突部分の仰角は、いずれの案も圧迫感が感じ始められるとされる 18 度より小さいが、A 案の方が相対的に小さい。</p> <p>また、現況との比較では、A 案では現況より視認性は小さくなる。</p> <p>なお、岸岳等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。</p>	<p>主要な眺望点から施設（煙突）が視認される。</p> <p>視認される煙突部分の仰角は、いずれの案も圧迫感が感じ始められるとされる 18 度より小さいが、B 案の方が相対的に大きい。</p> <p>また、現況との比較では、視認性は現況と同程度となる。</p> <p>なお、岸岳等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。</p>	△

注) ○は環境影響の観点で優位であること、△は環境影響の観点で相対的に劣ることを示す。